

一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会認定校規約・同意書

一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会（以下「当協会」といいます。）は、「我々は美容サービスを通じて生活に彩を放ち、万人が輝きある人生を送れるようサポートすることで社会に貢献する」という理念に基づき、認定校制度を設け、本認定校規約（以下「本規約」といいます。）には、認定校と当協会との間の契約条件が規定されています。

第1条（目的）

認定校は、当協会の理念に基づく福祉ネイリスト®の育成を目的とするものとします。

第2条（認定校の定義）

認定校は、福祉ネイリスト®講座の受講生（但し、受講中を除く）に対し、JHWN 認定福祉ネイリスト®資格を付与する権利を保有する学校です。

第3条（申請の手続き）

認定校養成講座の募集が当協会のウェブサイトに掲載された時点から、認定校の申請受付を開始することとします。認定校の申請をする場合は、申請条件（別紙「認定校養成講座申請基準について」）を全て満たすことを条件とします。認定校の登録には、認定校養成講座の受講が必須となります。また、認定校養成講座を受講し認定校講師を希望する場合と、所属講師を希望する場合と、同時に2名以上で同じ認定校開校を目的とした認定校養成講座受講の場合は、認定校講師・所属講師の区分を明確にした上で、申請を行うこととします。

第4条（認定校の認定・登録基準）

- 1、当協会は、認定校の申請に対して、審査の上、承認及び登録を行うこととします。
- 2、当協会に認定校養成講座申し込みの場合、指定の期限内に登録料(加盟料 11 万円、講座受講料 22 万円、ホームページ開設費用 5 万円)38 万円を支払うものとします。
- 3、所定の講義と直近の認定校勉強会で承認を終えた時点で認定校として認定します。

第5条（認定校の運営基準）

認定校の運営をするにあたり、次の各号の条件を全て満たしていなければならないものとします。

- 1、講座受講料金 一般コース 8 万円＋税で 21 時間分（卒業試験として実技試験を含む）の講座、及び実地研修をしていること。
- 2、講座受講料金 ネイリストコース 4 万円＋税で 10 時間分の講座及び実地研修試験を実施していること。
- 3、前各号の講座及び研修において、福祉ネイリスト®としての技術のほか「接遇」ができるように指導していること。

4、補講を行う場合には補講料金 5 千円＋税で、1 回 3 時間分の補講（卒業再試験を含む。）を実施します。尚、実施する場合は受講生への説明と承諾（「補講同意書」を事務局へ提出）を得て実施します。

5、認定校の登録は、所在地が明らかであることとします。

6、認定校の登録拠点でのみ活動し、登録拠点以外での生徒募集活動は行わないものとします。

ただし、実地研修の場所に関して受講生が納得しており、受講後のフォローも出来る範囲にて、登録拠点以外での生徒募集活動や授業実施を可能とします。その場合には、事前に事務局へ申請（「登録拠点以外での福祉ネイリスト授業実施申請書」を事務局へ提出）します。認定校同士は協会の理念・使命達成のための同志であるため、配慮を欠かさない上で実施することをお願い致します。（近くに認定校が存在する場合には事務局より連絡させていただきます）

第 6 条（登録料の返金）

前条において支払った登録料については、いかなる理由があろうとも一切払い戻しは致しません。

第 7 条（認定校の義務）

1、認定校講師は年に 2 回行う認定校勉強会に出席しなければならないものとします。

2、認定校は福祉ネイリスト®に対して、当協会が主催する勉強会やイベント等を告知し、協会の理念や使命の達成を目的とした活動へ役立つ情報を提供することとします。

3、更新料として毎年 1 月末までに認定校講師は 3 万 2 千円（内訳は認定校更新料 2 万 7 千円、福祉ネイリスト資格年会費 5 千円とする。）を支払うものとします。所属講師は福祉ネイリスト®資格年会費 5 千円のみ支払うものとします。

第 8 条（認定校または認定講師の停止・取消）

認定校が次の各号のいずれか一つにでも該当する場合、当協会は理事会の決議のもと、事前に通知した上で、決議された処分を行うものとします。なお、当該決議によって認定校としての権利を停止、もしくは将来に向かって取り消すことができるものとします。

1、経歴を詐称して開校したとき。

2、正当な理由なく、複数回において協会の指示・命令に従わなかったとき。

3、故意又は重大な過失により当協会に重大な損害を与えたとき。

4、正当な理由なく既定のカリキュラムを行わなかったとき。

5、正当な理由なく予定していた授業を行わなかったとき。

6、第 7 条 1 項の認定校勉強会に正当な事由がなく参加しないとき。（「欠席届」を事務局へ未提出）

7、認定校として刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）。

8、素行不良で著しく協会内の秩序又は風紀を乱したとき。

9、過去に懲戒を受けたにもかかわらず、なお認定校もしくは認定校講師としての素行の改善の見込みがないとき。

- 10、法令違反行為、秩序または風紀を乱す行為、当協会に対する正当な理由のない誹謗中傷等であって、当協会の名誉信用を損なう、または業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき。
- 11、正当な理由なく当協会の業務上重要な秘密を外部に漏洩して当協会に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。
- 12、本規約に違反したとき。
- 13、当協会が行う大会または勉強会等の催しの開催中に、当協会の承認を得ない営業活動を行ったとき。
- 14、「一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会 認定」、「一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会 おすすめ」等の、あたかも当協会が推奨しているかのような表現をした企業ならびに商品の販売及び宣伝活動を行ったとき。
- 15、理事会が認めていない商品、印刷物等への当協会の名称、ロゴ等の使用をおこなったとき。
- 16、本条に定める禁止事項に抵触し、当協会から注意喚起しても状況が改善されないとき。または本規約等に反し、円滑なサービス提供を妨げる行為をなす等、当協会の運営を妨げ、当協会の名誉、信用を傷つける行為があった場合。
- 17、個人または所属法人が暴力団等反社会的勢力に所属及び関わる行為があると認められるとき。
- 18、所属法人で役員（役員に準ずる地位の者を含む）のうちに暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。
- 19、その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

第9条（懲戒処分）

協会は、認定校講師が第8条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行います。

- 1、けん責：始末書を提出させて将来を戒める。
- 2、業務停止：始末書を提出させるほか、6か月間を限度として認定校としての業務及び、認定講師を停止する。業務停止期間を短縮する場合は、理事会にて協議・審議を経て承認された場合のみ可とする。
- 3、解除：予告期間を設けることなく協会と、認定校と認定講師三者の業務提携関係を解除する。
- 4、取り消し：予告期間を設けることなく、認定講師、または認定校の資格を取り消す。

第10条（認定校の所属講師）

認定校が所属講師と契約をする場合、以下の項目を満たす場合に限り、当協会は当該契約を認めるものとします。

- 1、当協会に対して所属認定校講師追加申込書を直近の認定校講師養成講座申込期日までに提出する事。
- 2、当協会指定の講師資格（別紙「認定校養成講座申請基準について」）の条件をすべて満たしている事。

- 3、 認定講師養成講座受講料として1名につき 22 万円を認定校もしくは所属講師が当協会の定めとする方法で当協会に支払うものとする。また、所属講師は、福祉ネイリスト®資格年会費 5 千円を支払う。
- 4、 認定校講師養成講座を全て受講し、認定校勉強会で承認された場合のみ認定されるものとする。

第 11 条（所属講師による新認定校の設立）

認定校の所属講師が新たな認定校を開校する場合は、以下の手順に基づき、当協会は認定します。

- 1、 直近の認定校講師養成講座申込期日までに所定の様式に記入の上、事務局に提出する事。
- 2、 新認定校を設立する認定校講師は所定の期日までに当協会に加盟金及びホームページ開設費の 16 万円を支払う事。
- 3、 認定校講師養成講座を全て再受講し、理事会承認及び認定校勉強会で承認された場合のみ認定されるものとします。但し、宿題は免除とする。上記以外の設立に関しては理事会が定める基準に従う事。所属講師が新認定校を開校するにあたり当協会は当該校のトラブルに関しては一切関与しないものとする。

第 12 条（認定校講師による新認定校の設立）

認定講師が新たな認定校を開校する場合は以下の手順を踏んだ上、理事会で承認された場合のみ認定されるものとします。

- 1、 開校希望日の 1 か月前までに「新認定校開校届」に記入の上、事務局へ提出する事。
- 2、 新認定校を設立する認定校講師は所定の期日までに当協会に加盟金及びホームページ開設費の 16 万円を支払う事。
- 3、 2 校目以降の認定校に関しては年会費として認定校更新料 2 万 7 千円を支払うこと。

第 13 条（既存の認定校による移転）

認定校を移転する場合は以下の手順を踏んだ上、理事会で承認された場合のみ認定されるものとします。

- 1、 移転希望日の 1 か月前までに「認定校移転届」に記入の上、事務局へ提出する事。
- 2、 所属の受講生や卒業生に対し、移転に伴い直接の関わりが将来にわたり困難になる場合には、近隣の認定校講師へ相談し、卒業生と近隣の認定校講師の同意を得た上で、所属校の変更を行うこと。

第 14 条（認定校の休校）

認定校は休校希望日の 2 か月前までに所定の手続き（「認定校休校届」を事務局へ提出）を行い、理事会で承認された場合のみ認定校としての権利の一時停止をする事ができます。ただし期限を最長 3 年までとし、権利の一時停止期間中は 当協会の年会費の 3 分の 1 の 1 万円を納めるものとします。3 年以降は認定校として、再開していただくか認定解除となります

第 15 条（認定校の閉校）

認定校は当協会が指定する手続き（「認定校閉校届」を事務局へ提出）のもと、所定の手続きが完了後、閉校する事ができます。但し、閉校希望日の3か月前までに、事務局へ連絡し「認定校閉校届」を提出することとします。但し、所属の卒業生の所属変更は卒業生の意向を確認し、責任を持って誠意ある対応をすることとします。

また、当協会は受領済の入会金および年会費は返還の義務を一切負わないものとします。

第 16 条

1. （クレーム等の対応）

認定校は、受講生及びその関係者からのクレームその他認定校運営に関連して発生したトラブルや事故について、自己の費用と責任で解決するものとし、当協会は一切の責任を負いません。

2. （損害賠償請求）

認定校および認定講師は、本契約に違反し、当協会に損害を与えた場合は、故意・過失にかかわらず賠償をしなければなりません。なお、損害額については当協会において認定します。

第 17 条（規約の変更）

当協会は、理事会の承認において、事前の連絡なく本規約の全部又は一部を変更することができるものとします。当協会より変更された本規約は、当協会のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発し、以後当該変更された本規約が適用されるものとします。

付則 本規約は令和6年8月1日より実施するものとします。

一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会認定校規約に同意の上、JHWN 認定校の申し込みをします。

認定校名： _____

住所： _____

氏名： _____ (印)